

音楽制作において様々な権利について知っておくことは、ミュージッククリエイターにはとても大切です。最初に著作権、著作隣接権とは何かについて理解を深めましょう。

著作権とは？

多くの人は「著作権＝印税」のような漠然としたイメージで捉えられているように見受けられますが、著作権自体は創作物（音楽においては創作した楽曲）を作り出した人のための権利を表したものであると言えます。

作った楽曲は、CD等のような録音物となったり、テレビやラジオなどで放送されたり、楽譜として出版されたり、など様々な形で使われます。

このように作品が使用される際に作曲者は、楽曲使用許可の可否を決定する権利＝「許諾権」を持っています。楽曲使用許可の対価が印税等の形で得ることができるなど、財産的な権利に結びつくことから、許諾権は「財産的著作権」とも呼ばれています。

創作した楽曲の著作権は、世界各国でその認定方式が異なります。日本の場合は、既製曲の模倣ではない独自創作の作品であれば、その楽曲が作られた時点で作曲者としての著作権が発生します。この方式を「無方式主義」と言います。

著作者人格権

出来上がった作品（楽曲）を世の中に発表するかどうかは、楽曲を作った権利者（作曲者）が自由に決定することができます（※1）。

また、楽曲を作曲者以外の人間が使用するなど、楽曲の権利者以外の第三者によって著作物が使用された場合、楽曲の作曲者は作曲者名の表記を求めることができます（※2）。

同時に楽曲使用者に対し、作曲者の意図と異なる作品となることを回避できるよう、オリジナルの

作品とかけ離れた改変を許可しない権利を持ちます（※3）。

これらの権利は、このように創作者の人格的価値に直接関わっている権利であることから「著作者人格権」として考えられています。

（※1）これを公表権といいます。（※2）これを氏名表示権といいます。

（※3）これを同一性保持権といいます。

著作物を伝達する者に関わる権利

著作権は楽曲を作った人に発生する権利ですが、作られた楽曲自体は演奏家などによって演奏されたり、その演奏がCD化されたり放送されたりするなど、様々な人が関わってくる場合もあります。この様に著作物を伝達するために関わった人に発生する権利もあり、著作権に近い権利であることから「著作隣接権」と呼ばれています。

ミュージッククリエイターの場合、自らが楽曲の作曲者となれば著作権を持つことができ、他の楽曲を演奏したり、レコーディングを行ったりした場合であれば著作隣接権が発生します（※4）。

この他にも、楽曲の制作においてDAWなどで打ち込みを行って作成するようなMIDIデータ制作や楽曲の自動演奏、楽曲内で使用するシンセサイザーの音色作りを行った場合などにおいても著作隣接権は発生します。

（※4）他人の楽曲に、アレンジを加えて演奏する場合には、その楽曲の権利者から許諾（翻案権）が必要な場合があります。